

福島市集団資源回収報奨金及び助成金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、資源回収活動を奨励し、もって資源の再利用及びごみの減量を図るため、自主的に資源回収活動を実施するPTA、町内会若しくは子供会その他の市民団体（以下「団体」という。）又は団体が行う資源回収活動に協力する回収事業者（以下「回収業者」という。）に対し、予算の範囲内で報奨金又は助成金（以下「報奨金等」という。）を交付することについて、福島市補助金等の交付に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定める。

(交付対象となる団体及び回収業者)

第2条 報奨金の交付対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 地域住民で構成する団体であること。
- (2) 資源回収活動を定期的に実施する団体であること。
- (3) 営利を目的としない団体であること。

2 助成金の交付対象となる回収業者は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 市内に住所を有し、資源回収を業としていること。
- (2) 第4条に定める承認を受けていること。
- (3) 暴力団（福島市暴力団排除条例（平成24年福島市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）ではないこと。
- (4) 暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）と密接な関係を有する団体ではないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体ではないこと。
- (6) 福島県北再生資源協業組合（以下「組合」という。）が、回収能力、経験、実績等を踏まえ総合的に判断し回収業者として推薦する団体であって、市へ集団資源回収の実施に関する念書を提出していること。

(交付対象品目)

第3条 報奨金の交付の対象となる品目（以下「有価物」という。）は、家庭から排出されたものであって、次に掲げるものに限る。

- (1) 古紙類（新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック）
- (2) 繊維類（衣類）
- (3) びん類
- (4) 非鉄金属類（アルミニウム、銅）

(団体等の登録)

第4条 第2条に定める団体及び回収業者(以下「団体等」という。)は、次の各号に定める書類により市長に登録を申請し、承認を受けなければならない。

(1) 団体にあつては、集団資源回収団体登録申請書(様式第1号)

(2) 回収業者にあつては、集団資源回収業者登録申請書(様式第4号)

2 前項により登録された団体等(以下「登録団体等」という。)の登録期間は、登録した日から当該年度の末日までとする。

3 登録団体等は、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに次の各号に定める書類により、市長へ届け出なければならない。

(1) 団体にあつては、集団資源回収団体登録事項変更届(様式第6号)

(2) 回収業者にあつては、集団資源回収業者登録事項変更届(様式第7号)

4 市長は、前項の届出内容を確認し、登録団体等の同一性が確認できない場合は、変更を証明する書類を新たに提出させ、又は前項の規定による届出に代わり第1項に規定による登録を再度行わせることができる。

(登録の取消)

第5条 市長は、登録団体等が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該登録団体の登録を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請及び届出その他不正の手段により登録又は報奨金等の交付を受けたとき

(2) その他市長が登録の取り消しを必要と認めたとき

(交付申請)

第6条 報奨金等の交付を受けようとする登録団体等は、次の各号に掲げる書類に登録団体等のうち回収業者が発行した集団資源回収集荷引取伝票(様式第3号)を添付し第4条第2項に定める期間内にて市長に提出しなければならない。

(1) 団体にあつては、集団資源回収実績報告書(様式第2号)

(2) 回収業者にあつては、集団資源回収補助金交付申請書兼請求書(様式第5号)

2 規則第4条第1項第1号及び第2号に定める書類の提出については、省略するものとする。

3 規則第4条の交付申請は、規則第14条の実績報告及び規則第17条の交付請求と併合するものとする。

(オンライン申請)

第7条 第4条及び第6条に定める手続きにおいて、団体が市の定める方法によりオンラインを経由し当該手続きを行う場合に限り、申請者の顔写真付き身分証明書の写しを添

付しなければならない。

(報奨金等の交付等)

第8条 市長は、第6条第1項の規定により提出された書類の内容を審査のうえ、適当と認めるときは、登録団体等に対して報奨金等を交付するものとする。

2 報奨金の額は、売却した有価物の重量に対し、1kg当たり5円を乗じた額とする。ただし、年間50万円を限度とする。

3 助成金の額は、次の各号に定める単価をもとに算出された額の合計額とする。ただし、年間20万円を限度とする。

(1) 雑誌、段ボール 引き取り重量1kg当たり別表のとおりとする。ただし、半年毎に見直すものとする。

(2) 繊維類、びん類 引き取り重量1kg当たり3円とする。

4 規則第5条の規定による交付決定及び規則第7条の規定による通知は、規則第15条の規定による額の確定及び通知と併合するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

別表（第8条関係）

紙類市況(リサイクルプラザ資源物売払い単価)のうち、雑誌、段ボール各々の四半期ごとの売払い単価を加算する。使用する値は前6ヶ月間(前2四半期)の平均値とする。	従量制の重量1kg当たりの助成金の額
2円未満	3円
2円以上3円未満	2円
3円以上4円未満	1円
4円以上	0円

附 則

この要綱は平成3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成9年12月22日から施行し、平成9年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の改正後に使用される改正前の要綱に定める様式による書類は、改正後の要綱の様式により使用されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の改正後に使用される改正前の要綱に定める様式による書類は、改正後の要綱

の様式により使用されたものとみなす。

集団資源回収団体登録申請書

福島市長

年 月 日

1.福島市集団資源回収報奨金及び助成金交付要綱第4条の規定に基づき、申請します。

団 体 名		
団体代表者	氏名カナ	
	氏 名	
	住 所	〒 -
	電 話	
担 当 者	氏名カナ	
	氏 名	
	住 所	〒 -
	電 話	

字訂正
字削除
字加入

印

2.振込先口座を次のとおり指定します。

申請者と口座名義人が異なる場合、次の口座名義人を代理人と定め、
報奨金の受領を委任します。

※団体代表者と口座名義人が異なる場合は必ず委任者(団体代表者)の押印をお願いします↑

委任者(申請者)

印

金 融 機 関 名	銀行 金庫 組合	支 店 名	本店 支店・支所 出張所
銀 行 コード		支店コード	
預 金 種 別	普 通 預 金	口 座 番 号 ※1	
フリガナ			
口 座 名 義			
受任者の住所 ※2	〒 -		

※1 添付書類:通帳の表紙・見開きの写し(電子通帳の場合は、キャッシュカードの写しでも可)

※2 団体代表者と口座名義人が異なる場合は、受任者(口座名義人の方)の住所を記入してください。

※市記入欄(受付時チェック項目)

受 付 日	受付場所	受付者	通帳の写し	振込先口座名義人
月 日			☐ 表紙 ☐ 見開	☐ 申請者と口座名義人が異なる 場合、委任者(申請者)の押印

No.

字訂正	㊟
字削除	
字加入	

※市記入欄(受付時記入)

受 付 日	受付場所	受付者
月 日		

様式第2号(第6条関係)

集 団 資 源 回 収 実 績 報 告 書

年 月 日

福 島 市 長

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

代表者住所 _____

代表者電話 _____

福島市集団資源回収報奨金及び助成金交付要綱第6条の規定に基づき、別紙のとおり実績を報告いたします。

添 付 書 類 集団資源回收集荷引取伝票(④団体報奨金申請用:黄色)

※振込先は、集団資源回収団体登録申請書に記入いただいた口座になります。

※代表者名、振込先口座などに変更があった場合には、登録事項変更届をご提出ください。

※市記入欄(ごみ減量推進課記入)

種類		合 計
段ボール		kg
新聞紙		kg
雑誌類		kg
紙パック		kg
非鉄金属		kg
織 維 類		kg
びん類	1.4 %以上	本
	1本1kg	kg
	0.6 %以上	本
	2本1kg	kg
	0.6 %未満	本
	3本1kg	kg

※びん類:小数点以下切り捨て

合計重量 _____ kg

報奨金決定金額 _____ 円

No. _____

集 団 資 源 回 収 集 荷 引 取 伝 票

回収年月日 令和 年 月 日

団体名			回収業者名		
代 表 者	〒 (TEL) 住所		〒 (TEL) 住所		
	氏名		氏名		
集 荷 区 分			集 荷 量	単 価	集荷支払金額
古 紙 類	段 ポ ー ル		kg	円	円
	新 聞 紙				
	雑 誌 類				
	紙 パ ッ ク				
非 鉄 金 属 (アル ミ ニ ウ ム ・ 銅)					
織 維 類 (衣 類)					
び ん 類	1.4ℓ以上 1本 1kg	2 ℓ ビール特大びん	本		
		1.92 ℓ ウイスキー(取手付)			
		1.8 ℓ 茶・緑・黒色びん			
	1.4ℓ未満 0.6ℓ以上 2本 1kg	0.63 ℓ ビール大びん			
	0.6ℓ未満 3本 1kg	ビール中・小びん			
		ジュースびん(ビールメーカー)			
そ の 他					
合 計					

① 業者控

回収業者発行

集 団 資 源 回 収 集 荷 引 取 伝 票

回収年月日 令和 年 月 日

団体名			回収業者名		
代 表 者	〒 (TEL) 住所		〒 (TEL) 住所		
	氏名		氏名		
集 荷 区 分			集 荷 量	単 価	集荷支払金額
古 紙 類	段 ボ ー ル		kg	円	円
	新 聞 紙				
	雑 誌 類				
	紙 パ ッ ク				
非 鉄 金 属 (ア ル ミ ニ ウ ム ・ 銅)					
織 維 類 (衣 類)					
び ん 類	1.4ℓ以上 1本 1kg	2 ℓ ビ ー ル 特 大 び ん	本		
		1.92 ℓ ウ イ ス キ ー (取 手 付)			
		1.8 ℓ 茶 ・ 緑 ・ 黒 色 び ん			
	1.4ℓ未満 0.6ℓ以上 2本 1kg	0.63 ℓ ビ ー ル 大 び ん			
	0.6ℓ未満 3本 1kg	ビ ー ル 中 ・ 小 び ん			
		ジ ュ ー ス び ん (ビ ー ル メ ー カ ー)			
そ の 他					
合 計					

集 団 資 源 回 収 集 荷 引 取 伝 票

回収年月日 令和 年 月 日

団体名			回収業者名		
代 表 者	〒 (TEL) 住所		〒 (TEL) 住所		
	氏名		氏名		
集 荷 区 分			集 荷 量	単 価	集荷支払金額
古 紙 類	段 ボ ー ル		kg	円	円
	新 間 紙				
	雑 誌 類				
	紙 パ ッ ク				
非 鉄 金 属 (アル ミ ニ ウ ム ・ 銅)					
織 維 類 (衣 類)					
び ん 類	1.4ℓ以上 1本 1kg	2 ℓ ビ ー ル 特 大 び ん	本		
		1.92 ℓ ウ イ ス キ ー (取 手 付)			
		1.8 ℓ 茶 ・ 緑 ・ 黒 色 び ん			
	1.4ℓ未満 0.6ℓ以上 2本 1kg	0.63 ℓ ビ ー ル 大 び ん			
	0.6ℓ未満 3本 1kg	ビ ー ル 中 ・ 小 び ん			
		ジ ュ ー ス び ん (ビ ー ル メ ー カ ー)			
そ の 他					
合 計					

③ 団体控

回収業者発行

集 団 資 源 回 収 集 荷 引 取 伝 票

回収年月日 令和 年 月 日

団体名			回収業者名		
代 表 者	〒 (TEL) 住所		〒 (TEL) 住所		
	氏名		氏名		
集 荷 区 分			集 荷 量	単 価	集荷支払金額
古 紙 類	段 ボ ー ル		kg	円	円
	新 聞 紙				
	雑 誌 類				
	紙 パ ッ ク				
非 鉄 金 属 (ア ル ミ ニ ウ ム ・ 銅)					
織 維 類 (衣 類)					
び ん 類	1.4ℓ以上 1本 1kg	2 ℓ ビール特大びん	本		
		1.92 ℓ ウイスキー(取手付)			
		1.8 ℓ 茶・緑・黒色びん			
	1.4ℓ未満 0.6ℓ以上 2本 1kg	0.63 ℓ ビール大びん			
	0.6ℓ未満 3本 1kg	ビ ー ル 中 ・ 小 ビ ン			
		ジュースびん(ビールメーカー)			
そ の 他					
合 計					

様式第4号(第4条関係)

集 団 資 源 回 収 業 者 登 録 申 請 書

年 月 日

福 島 市 長

名称(屋号)

住 所

代表者氏名

電話番号

メールアドレス

福島市集団資源回収報奨金及び助成金交付要綱第4条の規定に基づき申請します。

添 付 書 類 集団資源回収の実施に関する念書

※下欄は記入しないでください

登 録 番 号	処 理 欄

集団資源回収補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

福 島 市 長

申請者 住所

名称(屋号)

代表者名

電話番号

福島市集団資源回収報奨金及び助成金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり申請します。

実績報告	○ 合計重量 kg ・びん類			
	・段ボール	kg	1本1kg	本 kg
	・雑誌	kg	2本1kg	本 kg
	・繊維類	kg	3本1kg	本 kg
	補助金等交付申請(請求)額 合計 円			
既交付金額 円				
添付書類	1 集団資源回収集荷引取伝票 2 集団資源回収実施内訳表			
摘要	雑誌・段ボール類は市況の変化を考慮し、直近前6ヶ月の平均単価により1kg当たり0円から3円の間で変動する。繊維類・びん類は重量1kg当たり3円とする。ただし、交付額は年間20万円とする。			

口座振込依頼書

金融機関名				銀行 金庫 組合	本店 支店・支所 出張所							
銀行コード					支店コード							
預金種別	1 普通		2 当座		口座番号							
フリガナ												
口座名義												

集
 団
 資
 源
 回
 収
 団
 体
 登
 録
 事
 項
 変
 更
 届

福 島 市 長

年 月 日

1.集団資源回収団体の変更について下記のとおり届け出ます。

団 体 名		
旧 団 体 名 (団体名に変更がある場合のみ記入)		
団体代表者	氏名カナ	
	氏 名	
	住 所	〒 -
	電 話	
担 当 者	氏名カナ	
	氏 名	
	住 所	〒 -
	電 話	

字訂正
 字削除
 字加入

印

2.振込先口座を次のとおり指定します。(変更の有無にかかわらずご記入ください。)

申請者と口座名義人が異なる場合、次の口座名義人を代理人と定め、
報奨金の受領を委任します。

委任者(申請者)

印

※団体代表者と口座名義人が異なる場合は必ず委任者(団体代表者)の押印をお願いします↑

金 融 機 関 名	銀行 金庫 組合	支 店 名	本店 支店・支所 出張所
銀 行 コード		支店コード	
預 金 種 別	普 通 預 金	口 座 番 号 ※1	
フ リ ガ ナ			
口 座 名 義			
受任者の住所 ※2	〒 -		

※1 添付書類:通帳の表紙・見開きの写し(電子通帳の場合は、キャッシュカードの写しでも可)

※2 団体代表者と口座名義人が異なる場合は、受任者(口座名義人の方)の住所を記入してください。

※市記入欄(受付時チェック項目)

受 付 日	受付場所	受付者	通帳の写し	振込先口座名義人
月 日			☐ 表紙 ☐ 見開	☐ 申請者と口座名義人が異なる場合、 委任者(申請者)の押印

No.

集団資源回収業者登録事項変更届

年 月 日

福島市長

名称(屋号) _____

代表者氏名 _____

今般、先に登録した集団資源回収業者の記載事項に変更が生じたため、福島市集団資源回収報奨金及び助成金交付要綱第4条第3項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

○変更内容

名 称 (屋 号)	
住 所	
代 表 者 氏 名	
電 話 番 号	
メールアドレス	